

# **小売全面自由化に係る詳細制度設計 に対する 新規参入者の要望について**

**平成27年8月20日**

**東京電力株式会社**

**中部電力株式会社**

**関西電力株式会社**

I . はじめに : P2

II . 小委報告書で「抜本的な見直しが必要」・「早急な実現を図るべき」と整理された事項 : P6

- 1. 二重導管規制
- 2. 同時同量制度

III . 上記以外でも、早急かつ抜本的な見直しが必要な事項 : P10

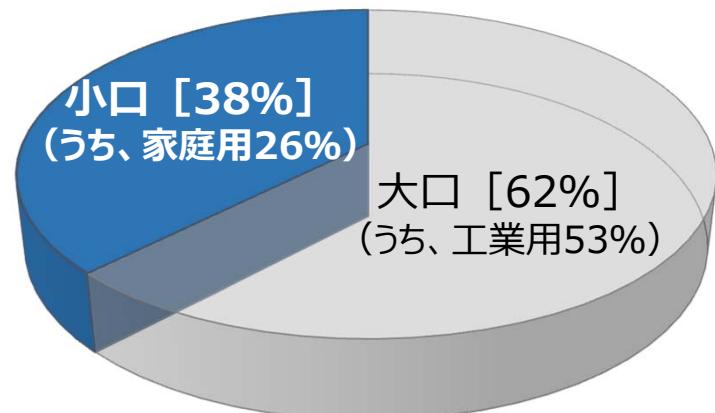
- 1. ガス導管の増強・新規敷設コスト負担 [LNG基地側]
- 2. 導管部門の中立性確保（行為規制の取扱い）
- 3. スイッチングシステムの構築

## I - 1.新規参入者として目指すところ

- ガス小売全面自由化により、自由化の対象となるお客さまが大きく拡大。これらお客さまの選択肢拡大やエネルギーコストの低減に伴う、お客さま利益の最大化が期待されている。
- 我々電気事業者としても、都市ガスの原料であるLNGを扱う事業者として、お客さま利益の最大化に最大限かつ早期に貢献するとともに、総合エネルギー企業化を目指して参りたい。

### 【小売全面自由化による自由化範囲の拡大】

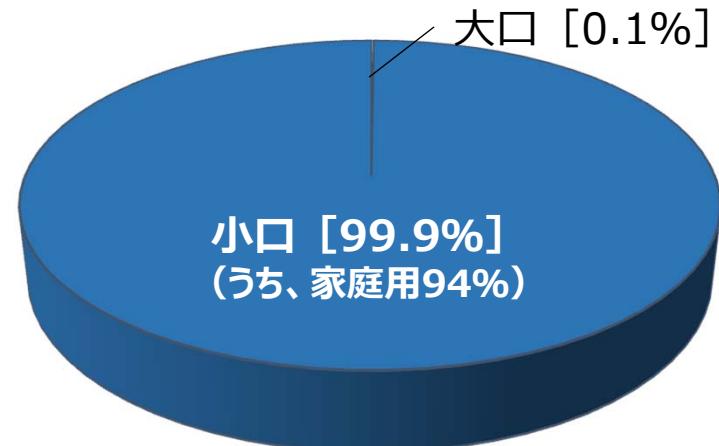
① 販売数量 : 38%が新たに自由化



[H26年度実績：371億m<sup>3</sup>※]

※1m<sup>3</sup>=41.8605MJ換算

② お客さま件数 : 99%超が新たに自由化



[H26年度実績：29,731千個※]

※お客さま件数はメーター取付個数

**全面自由化により、自由化対象となるお客さまが飛躍的に拡大（お客さま件数の99%超）**

**お客さま利益の最大化に電気事業者としても最大限かつ早期に貢献して参りたい**

(注) 数値は一般ガス事業者のH26年度実績に基づく

(出典) 資源エネルギー庁 ガス事業生産動態統計調査

## I -2. 遅滞なき小売全面自由化実施

- 電気事業はH28年4月の小売全面自由化に向け、詳細制度設計やシステム開発等に鋭意取り組んでいるところ。
- ガス事業は、小売全面自由化プロセスが電力より1年遅れている**状況。公平な競争環境を早期に確保する面から、**H29年4月のガス小売全面自由化を遅滞なく実施**することが必要。

### 【システム改革に関する主要スケジュール】

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度以降
電力	▼ H26.6.18 改正電気事業法（第2弾）公布	▼ H27.4 広域機関創設（第1段階）	▼ H28.4～ 電力小売全面自由化（第2段階）		▼ H32.4～ 送配電部門の法的分離（第3段階）
ガス		◀ H27.6.17 改正ガス事業法公布	▶ H29年 ガス小売全面自由化		▼ H34.4～ 導管部門の法的分離

**H28年4月小売全面自由化を目指し、詳細制度設計、システム開発等を実施**

**ガス事業は小売全面自由化プロセスが電力より1年遅れ**

**公平な競争環境の早期実現へ、  
H29年4月のガス小売全面自由化が必要**

## I-3. 詳細制度設計における課題について

- 新規参入者として、① お客さまの選択肢拡大、② 事業者間のイコールフッティング確保、  
③ 託送料金の低廉化が、実効性ある小売全面自由化に特に重要な視点と認識。
- ガスシステム改革に関する検討事項について、上記視点から検討することを通じ、実効性ある小売全面自由化・真のお客さま利益最大化実現をお願いしたい。

### 新規参入者として検討が必要と考える事項

※赤字の項目は特に重要と考える項目

【小委報告書で「抜本的な見直しが必要」・「早急な実現を図るべき」と整理された事項 ⇒ II】

項目	新規参入者からの要望事項
二重導管規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「抜本的見直し」を実現すべく、<u>未熟調ガスへのお客さまニーズも踏まえ、新規参入者に対する現行の過度な規制を大幅に緩和すべき</u> ⇒ P6</li> </ul>
同時同量制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「抜本的見直し」を実現すべく、<u>ガス導管の貯蔵機能を、新規参入者も公平に利用できる仕組みに変更すべき</u> ⇒ P8</li> </ul>
託送供給制度 ○ 気化コストの除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 託送供給料金原価から気化コストを早期に除外し、託送料金の低減を図るべき</li> </ul>

【上記以外でも、早急かつ抜本的な見直しが必要な事項 ⇒ III】

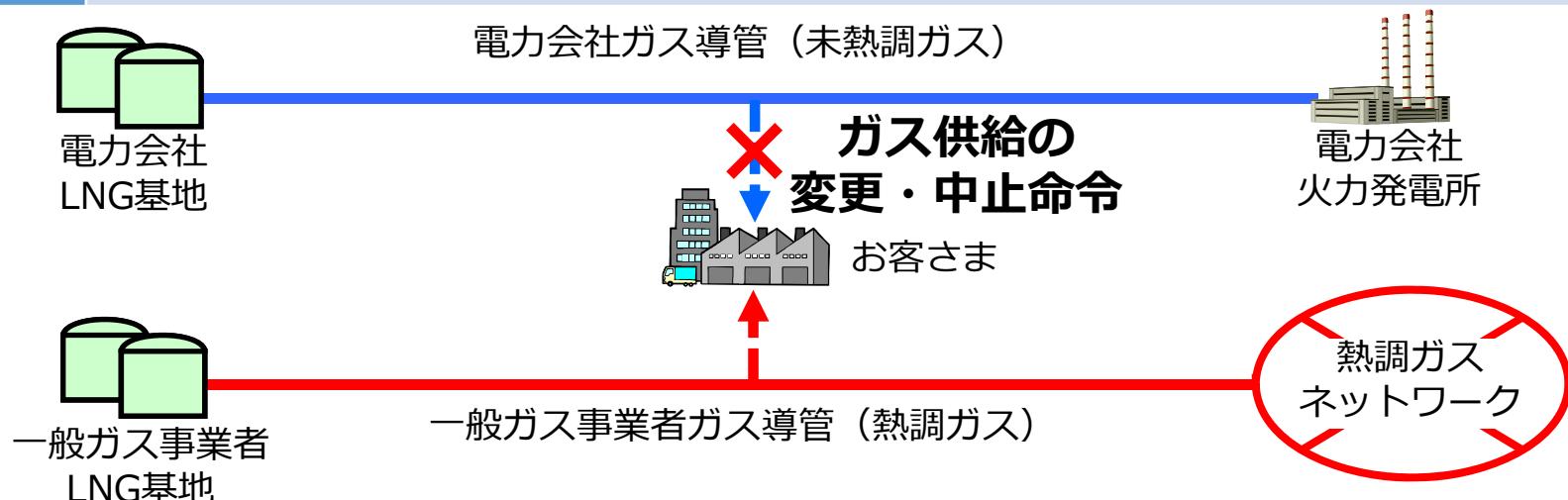
5

項目	新規参入者からの要望事項
託送供給制度 <input type="radio"/> <b>託送料金の公平性・妥当性</b> <input type="radio"/> 託送超過利潤の扱い <input type="radio"/> <b>ガス導管の増強・新規敷設コスト負担 [ LNG基地側 ]</b>	<input type="radio"/> <b>算定方法の適正性および内容の妥当性の精査等を通じた、厳正な託送料金算定をすべき</b> <input type="radio"/> 現状、経営効率化による超過利潤を、託送以外の部門に充てられるようになつており、使途を託送部門に限定すべき <input type="radio"/> <b>既存事業者と新規参入者でイコールフッティングを確保し、新規参入が促進される仕組みを導入すべき</b> ⇒ P10
導管部門の中立性確保 <input type="radio"/> 行為規制の取扱い	<input type="radio"/> <b>法的分離を待つことなく、小売全面自由化時においても、現行に比べより一層の導管部門の中立性確保を図るべき</b> ⇒ P11
スイッチングシステムの構築	<input type="radio"/> <b>平成29年4月の小売全面自由化開始に支障が生じないよう、早期開発を目指すべき</b> ⇒ P12
一括供給の制度化	<input type="radio"/> ガス料金の低廉化及び需要家選択肢拡大のために、ガスにおいても、マンション等における一括供給を認めるべき
適正取引ガイドラインの改定	<input type="radio"/> 全面自由化に伴い修正が必要となる事項（導管部門の中立性確保など）や現状の課題（供給者切替に伴う消費機器メンテナンス契約の継続の問題など）を踏まえ、改定すべき

## II-1.二重導管規制（1/2）

### 現行制度

- 一般ガス事業者の導管ネットワークに接続されている需要家の利益阻害性について判断基準を設け、新規参入者導管のガス供給に対し変更・中止命令を発動。



### 【小委でのご意見】

- 現行の変更・中止命令の判断基準は新規参入を過度に規制**しており、需要家の利益を相当過度に害することにならない限り発動すべきでない
- 未熱調ガスの柔軟な利用を図る**ため二重導管規制の運用を大幅に緩和すべき

### 前回小委

### 【報告書での集約】

変更・中止命令の判断基準について、**抜本的な見直し**を行うこととし、**既存導管網の有効活用と需要家の選択肢拡大の観点**から、小売全面自由化の実施を待たずに早期に結論を得て必要な措置を講ずるべきである。

### 現行制度の問題点

- ・必ずしも熱調ガスを必要とせず、LPGを添加しない安価な未熱調ガスを要望される需要家が存在。
- ・未熱調ガスと熱調ガスが同一のガス種として取り扱われていることが未熱調ガスの利用拡大を妨げている。
- ・未熱調ガスは一般ガス事業者の熱調ガス導管ネットワーク経由で供給することができない実態。



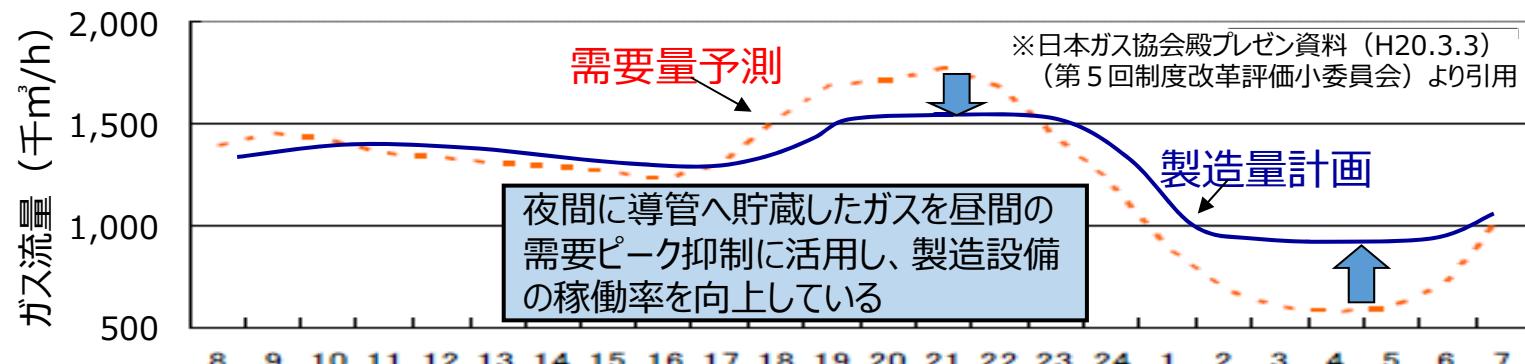
### 「二重導管規制の抜本的見直し」に向けた要望事項

- ・新規参入者や未熱調ガスを要望される需要家が納得できる、変更・中止命令の判断基準見直しをお願いしたい。

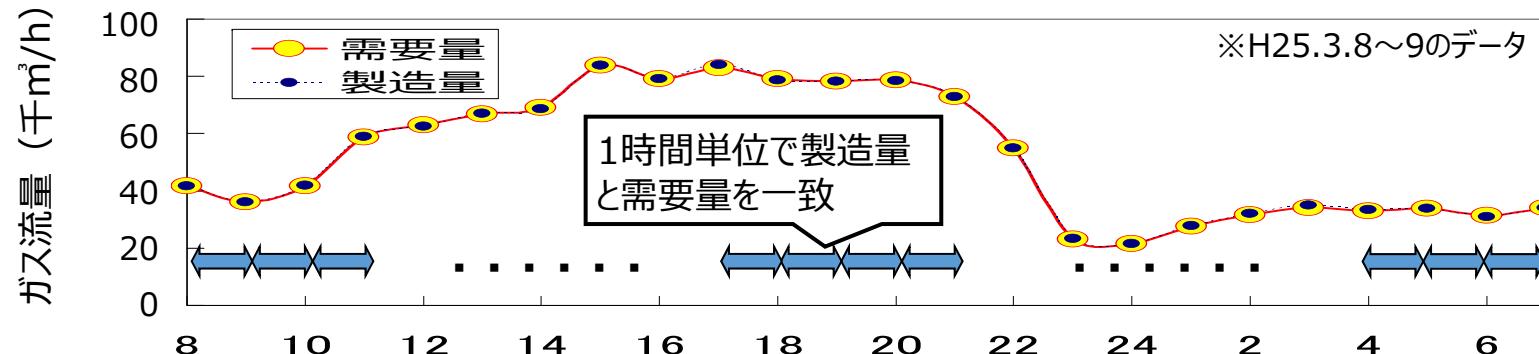
(具体的には、変更・中止命令の判断基準となる「既存導管網を利用する需要家への著しい利益阻害性」の考え方・影響度合いの尺度などを、踏み込んで議論する場をしていただきたい。)

## II-2. 同時同量制度～現状～ (1/2)

既存事業者



新規参入者



現行制度	問題点
1時間単位の同時同量	既存事業者：導管の貯蔵機能を利用し、ほぼ1日単位で製造量と需要量を一致 新規参入者：1時間単位の同時同量のため、導管の貯蔵機能が利用できない
通信装置の設置	既存事業者：通信設備を設置せず、自社の需要量予測に基づき製造計画を作成・運用 新規参入者：既存事業者分も含めた通信設備の設置コストを負担し、個別の需要量実績※に基づき、製造量を調整（※100万m³/年未満の需要は、計画値で可）

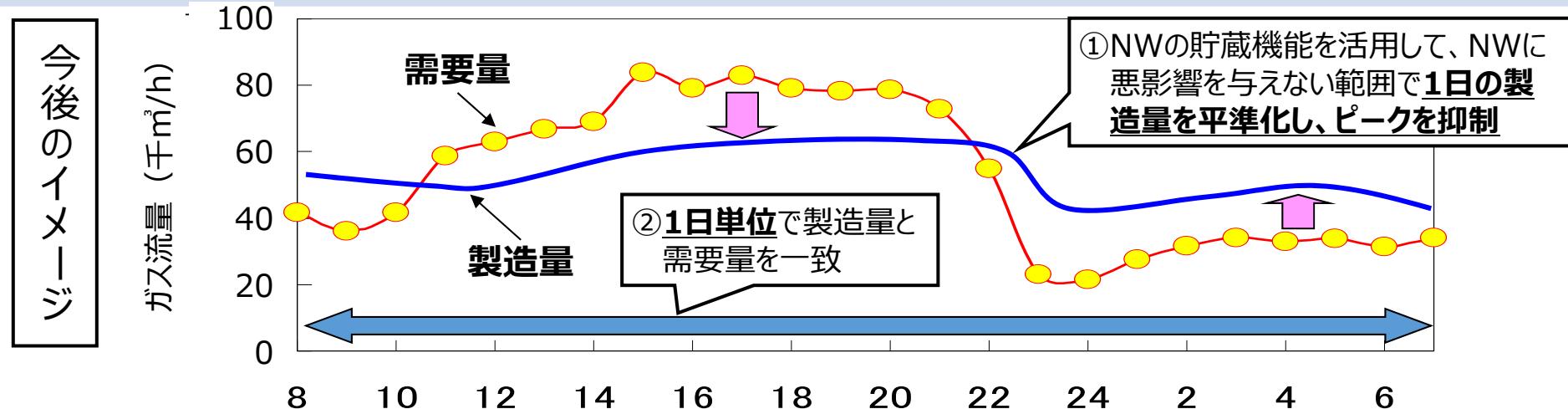
前回小委

ガス小売事業に参入する全ての事業者にとって公平・透明・中立な制度とするため、抜本的な見直しを行う

## II-2. 同時同量制度～今後のあり方～ (2/2)

### 「同時同量制度の抜本的見直し」に向けた要望事項

- ・「1時間単位の同時同量」 ⇒ 「① NWの貯蔵機能を活用した製造量の平準化+②1日単位での製造量と需要量の一致」(1日同時同量)に変更
- ・「通信装置の設置」 ⇒ 「通信装置を不要」とし、全面的な簡易同時同量に変更



### 【大手ガス3社から提案のあった託送（同時同量）方式に対する見解】

プロファイリング 託送方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 小口のみを一括りし、一つの需要とみなして簡易同時同量を行うものであるが、結局、導管NWの貯蔵機能を活用しておらず、この点を改善いただく必要あり。</li> <li>■ 簡易同時同量の対象について、大口にも拡大いただくべき。</li> </ul>
ロードカーブ 託送方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 導管NWの需要カーブを元にして算定した製造カーブ (=貯蔵機能を活用) に応じて、各小売事業者がガスを製造するもの。各小売事業者が獲得した需要のカーブとNWの需要カーブは違うものであり、導管NWの貯蔵機能を各小売事業者が公平に利用できるロードカーブを検討いただくべき。</li> <li>■ また、インバランス調整コストも全小売事業者へ課金としか提案いただいておらず、課金の公平性が確保されているのかが不透明。</li> </ul>

※同時同量制度の内容次第では、託送供給料金原価の範囲の見直し（例：圧送コスト）を行う必要あり。

## III-1. ガス導管の増強・新規敷設コスト負担 [LNG基地側]

- 「競争中立性の確保／託送料金の低廉化」の両面、「受益／負担」の関係性を踏まえて、  
**新規参入者と既存事業者が公平に負担する仕組みを整備**すべき。

### ガス導管の増強・新規敷設時に係るコスト負担の考え方

#### (1) 「競争中立性の確保／託送料金の低廉化」の両面に配慮

費用負担	全額一般負担	→	全額特定負担
競争中立性 〔新規参入容易化による 需要家選択肢の拡大〕	競争促進（新規参入容易）		競争阻害（新規参入抑制）
託送料金の低廉化	託送料金上昇		託送料金低下

#### (2) 「受益／負担」の関係性を考慮

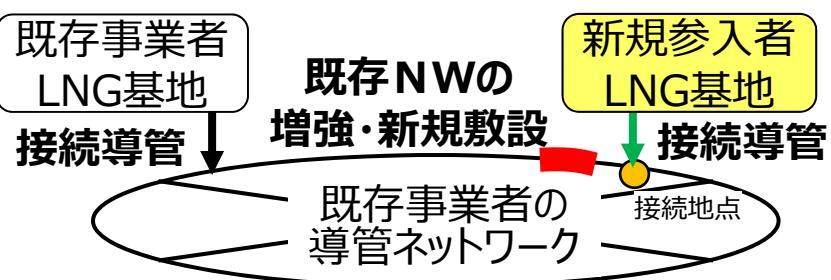
- 「接続導管コスト」と「既存NW増強等コスト」については、**受益と負担の関係を踏まえての検討が必要**。

上記（1）と（2）を踏まえて、適切なコスト負担を考える必要あり（例：下表※）

なお、ガス導管の増強・新規敷設にあたっては、事業予見性を与える情報公開のあり方、最も安価なネットワーク増強のあり方なども合わせて検討すべき。

### 【現状：ガス導管の増強・新規敷設時に係るコスト負担 [LNG基地]】

	既存事業者	新規参入者
接続導管 コスト	<u>一般負担</u> （※） (託送料金に包含)	特定負担 (新規参入者が負担)
既存NW 増強等コスト	一般負担 (託送料金に包含)	<u>特定負担</u> （※） (新規参入者が負担)



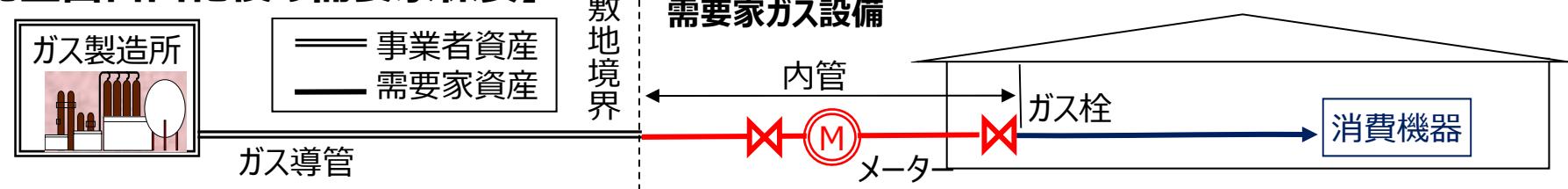
## III-2. 行為規制の取扱い

- 小売全面自由化に伴い、行為規制の対象範囲が現行の規制分野にまで拡大され、かつ、保安責任区分が変更されることから、「**既存事業者の導管部門**において、より一層の中立性確保を図ることが必要。

【具体事例：需要家保安について】

- 需要家保安においては、お客さまの利便性確保や緊急時対応等を含め現行の保安水準の確保を踏まえると、小売事業者と導管事業者の業務連携が重要と認識
  - 一方で、中立性確保が徹底されないと、新規参入者と既存事業者の小売部門のイコールフッティングが確保できず、適正な競争関係を阻害する懸念あり
- ⇒ 詳細設計に際しては、お客さまの利便性や保安水準の確保および、中立性確保による適正な競争関係維持、それに配慮した検討が必要

### 【小売全面自由化後の需要家保安】



資産区分		ガス導管事業者	需要家（メーターはガス導管事業者所有）	
保安責任区分	緊急保安	ガス導管事業者	<b>ガス導管事業者（自由化前はガス供給（小売）事業者）</b>	
	内管の漏えい検査	ガス導管事業者	<b>ガス導管事業者（自由化前はガス供給（小売）事業者）</b>	-
	消費機器調査・周知	-		<b>ガス小売事業者</b>

### III-3. スイッチングシステムの構築

- H29年4月からの小売全面自由化により、対象となるお客さまが飛躍的に拡大することから、スイッチングシステムの構築は必須であり、早期に検討を進めるべき。
- また、現状、新增設を伴わない単純な供給者切替でも、新增設の申込み時と同様の検討期間や検討料が改めて必要。今後、スムーズな切替の障害になると考えており、システム構築と併せて見直しを行うべき。

#### ガスにおけるスイッチングシステムのイメージ

- 供給切替の容易化、小売事業者の利便性等を踏まえると、システム仕様は全導管供給区域で統一すべき。
- 当該需要家情報は、託送供給に必要な情報であることから、導管事業者がスイッチングシステムを構築することが妥当。
- また、保安水準の確保のために、供給者切替時には旧小売事業者の消費機器関連情報を新小売事業者に確実に引継ぎ、さらに、緊急保安対応で導管事業者が消費機器関連情報を活用できるように、消費機器関連情報をこのスイッチングシステムに組込むべき。

